

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇨ 稼動休止資産と有姿除却

Q : 当社では業績不振から工場の閉鎖を決め、機械の稼動を休止していますが、機械の撤去にも費用がかかることから、まだ除却せずに置いてあります。この機械について、引き続き減価償却してもいいのでしょうか。

A : 再稼動する見込みがないということであれば減価償却を続けることはできませんが、有姿除却が認められる場合があります。

【解説】

事業の用に供していない資産については減価償却できないのが原則ですが、稼動を休止している資産であっても、その休止期間中必要な維持補修が行われており、いつでも稼動し得る状態にあるものについては、減価償却を続けることが認められています。しかし、ご質問の場合のように再稼動の見込みのない場合や、必要なメンテナンスが行われていない場合は、減価償却費の計上はできません。

ところで、次のような資産については、まだ解撤等をしていない場合でも除却損の計上が認められていますから、ご質問の機械も、将来廃棄処分するというのであれば、除却損を計上できる場合もあります。

- ① その使用を廃止し、今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないと認められる固定資産
- ② 特定の製品の生産のために専用されていた金型等で、その製品の生産を中止したことにより将来使用される可能性がほとんどないということが明らかなもの

